

国立市財政改革審議会 最終答申（案）

平成25（2013）年 月

国立市財政改革審議会

目 次

1. 最終答申にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	○ p
2. 国立市が目指すべきまちの将来像・・・・・・・・	○ p
3. 市財政運営の基本的なあり方と健全化の方向性・・・・・・・・	○ p
(1) 基本的なあり方について	
(2) 6つの視点とその基本原則	
4. 国立市財政の現状と財政健全化目標・・・・・・・・	○ p
(1) 国立市財政の現状と財政収支見通し	
(2) 財政健全化目標の設定	
5. 財政改革審議会中間答申に対する市の取り組みについて・・・	○ p
(1) 中間答申における「財政健全化のための具体的方策」	
(2) 中間答申を受け市が実施した健全化取り組みについて	
(3) 市が実施した健全化取り組みに対する本審議会の評価について	
6. 財政健全化のための具体的方策・・・・・・・・	○ p
(1) 財政健全化に向けて取り組むべき個別項目	
(2) 個別項目実施に伴う健全化効果額試算	
7. 財政健全化のためのルールづくり・・・・・・・・	○ p
(1) 今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて	
(2) 財政健全化を継続して行うためのルールについて	
8. おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	○ p
参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	○ p

1. 最終答申にあたって

(内容は要調整)

国立市財政改革審議会は、平成 24（2012）年 3 月 22 日に国立市長より次の 3 つの諮問事項を受けました。

- （1）国立市財政の基本的なあり方について
- （2）財政健全化のための具体的方策
- （3）今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて

本審議会は、市長からの諮問に答えるため、7 回の審議会を開催し、市財政の現状分析とその健全化のための具体的方策について検討を行い、平成 24（2012）年 8 月には中間答申を行いました。

その後、更に 8 回の審議会を開催し、このたび、諮問事項に関する本審議会の考え方をまとめたので、最終答申として市長へ提出いたします。

最終答申では、国立市が目指すべきまちの将来像と国立市財政の基本的あり方を確認した上で、国立市の財政の現状と課題を確認し、財政健全化のための具体的方策及び健全化の取り組みを継続して実行する仕組みに関する本審議会の考え方をまとめました。

この最終答申を踏まえ、国立市として財政健全化に向けた積極的な取り組みをされることを期待いたします。

平成 25（2013）年 8 月〇日

国立市財政改革審議会
会 長 田近 栄治

2. 国立市が目指すべきまちの将来像

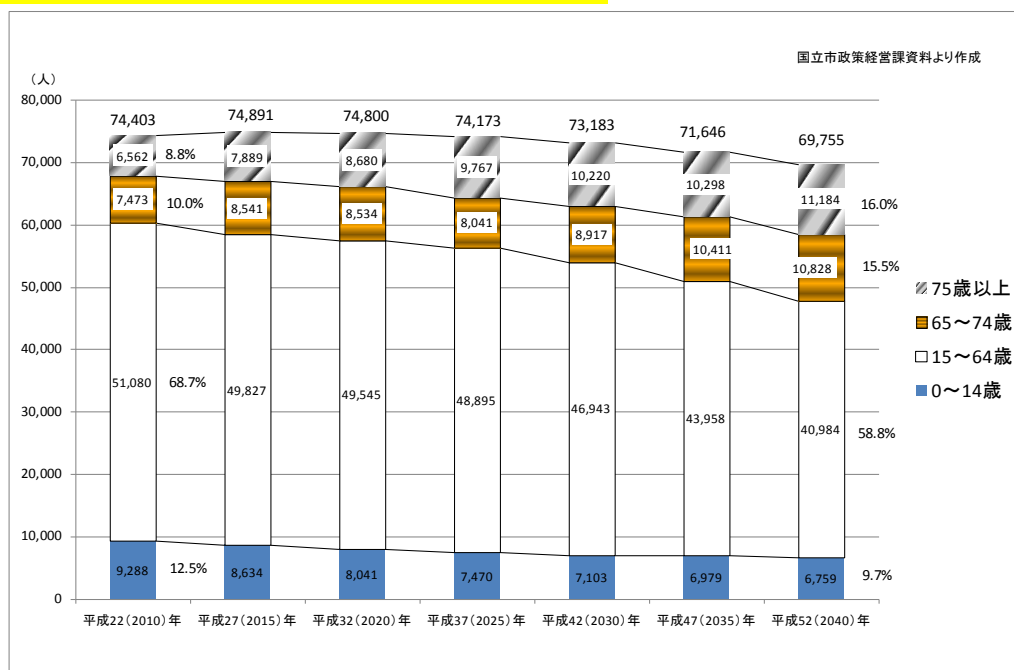
本審議会は、1年4か月にわたり、市長からの諮問に応え国立市の財政健全化に資する答申を提出するため、慎重かつ活発な議論を重ねてきた。結果として平成24（2012）年8月に提出した中間答申についても、今回提出する最終答申においても、市民、行政並びに議会に対し、厳しい財政改革を迫るものとなっている。それは何故か、何のための財政改革なのか、という点についてまず触れておきたい。

まず、はっきりさせておかなければならないのは、本審議会は公共料金値上げのための審議会でもなければ、国立駅周辺まちづくりの費用を捻出するためだけの審議会でもないということである。

本審議会の答申による財政健全化は決して目的ではない、手段である。行政の目的は住民福祉の向上であり、すなわち財政健全化は、魅力あるまちづくりのための手段なのである。

国立市政策経営課が推計した人口推計によれば、国立市の将来人口は、平成52（2040）年までに約5,000人の減少が見込まれている。また、人口構造についても大きく変化すると推測されている。平成22（2010）年と平成52（2040）年とを比較すると、この30年間に年少人口が約2/3に減少し、生産年齢人口は約1万人減少する。一方、65歳以上人口が6,000人以上増加し、75歳以上の後期高齢者は30年間で約1.5倍に増える見込まれている。

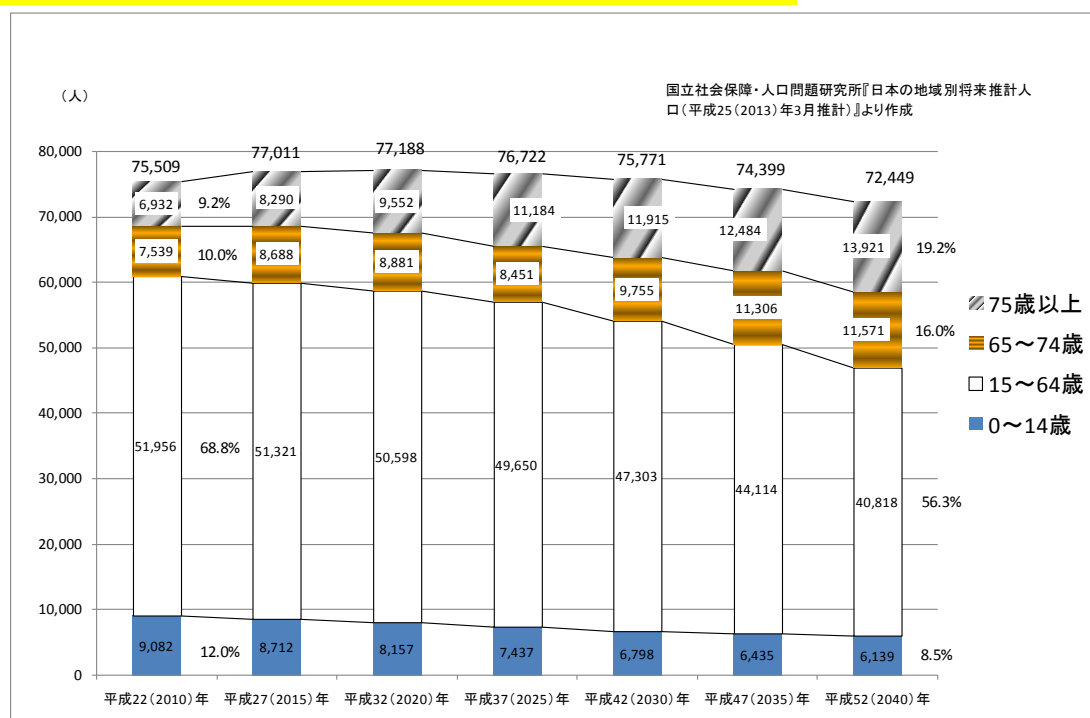
〔図〇〕 国立市の人口推計（国立市政策経営課試算）



また、国立社会保障・人口問題研究所が公表した『日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）』によれば、国立市の将来人口は、平成 52（2040）年までを見据えても、3,000 人ほどの減少にとどまっている。しかしながら、人口構造は大きく変化すると推測されている。

平成 22（2010）年と平成 52（2040）年とを比較すると、この 30 年間に年少人口が 2/3 に減少し、生産年齢人口は 1 万人以上減少する一方、65 歳以上人口が 1 万人以上増加し、75 歳以上の後期高齢者は 30 年間でほぼ 2 倍に増えるの見込まれている。

〔図〇〕 国立市の人口推計（国立社会保障・人口問題研究所試算）



このことはつまり、将来において医療・介護の非常に深刻な財政負担の問題を含んでいるということである。

この急速な少子高齢化の中で、国立市が中央線沿線の近隣市から抜きん出て行くためには、当然ながら生産年齢人口の確保、次世代を担う子ども、若者の育成に全力を注がなければならない。国立市が学園都市、何より文教都市である強みを活かし、これをブランド化し、そのことにより財政基盤を強化し、保育環境・子育て環境を充実させ、積極的に子育て世代を呼び込む施策に重点的に資源を配分していくべきである。

また、現在市が掲げている「365日24時間安心・安全のまちづくり」の大きな柱である地域包括ケアシステムを確立し、市民参加による高齢者の支え合いの地域社会を構築し、財政的な負担を軽減していくことが肝要である。

人口減少社会においても、国立市は文教都市の看板のもと、子ども・若者による活力に充ち溢れ、高齢者も活き活きと暮らしている街を目指すべきである。そのためには、全ての事業を見直すことにより財源を生み出し、将来像の実現に直結する事業に資源を配分していかなければならない。

3. 市財政運営の基本的なあり方

(1) 基本的なあり方について

地方公共団体の責務である市民福祉の向上を目指すためには、社会環境の変化に対応し、基礎的自治体のなすべき政策の方向を見定め、常に施策・事業を見直し、組み替えをしながら重点化を図っていくことが必要であり、また、政策を支える財政の健全化に向け、継続して改革を実行していかなければならない。

本審議会では、財政運営の基本的なあり方を以下の4点とする。

ア. 収支均衡の原則

赤字地方債に慢性的に頼る見せかけの収支均衡は、いつか破たんする。将来にわたり、必要な住民サービスを継続していくために、また世代間の負担の公平を図るため、市財政を赤字地方債に頼らない真の収支均衡の状態に改善すべきである。

イ. 財政の弾力性の確保の原則

国立市の平成23(2011)年度決算では、経常収支比率が5年ぶりに100%を下回った。しかしながら、98.8%と言う指数は、経常的な収入のほぼすべてを経常的な支出に使ってしまっており、財政が非常に硬直した状態と言える。

社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に財源を確保していけるよう、財政の弾力性を確保すべきである。

ウ. 計画的な財政運営の原則

市は財政運営にあたり、社会環境の変化、人口の動向、その他財政需要の将来予測を踏まえ、中長期的な視点で健全かつ計画的な財政運営に努めなければならない。

また、その際には常に中長期のプライマリー・バランス※(脚注)の維持・改善に留意すべきである。

エ. 情報公開の原則

地方自治体の財政を支えているのは、基本的に市民・国民の税金である。市はその使途及び財政状況、受益と負担の関係については、わかり

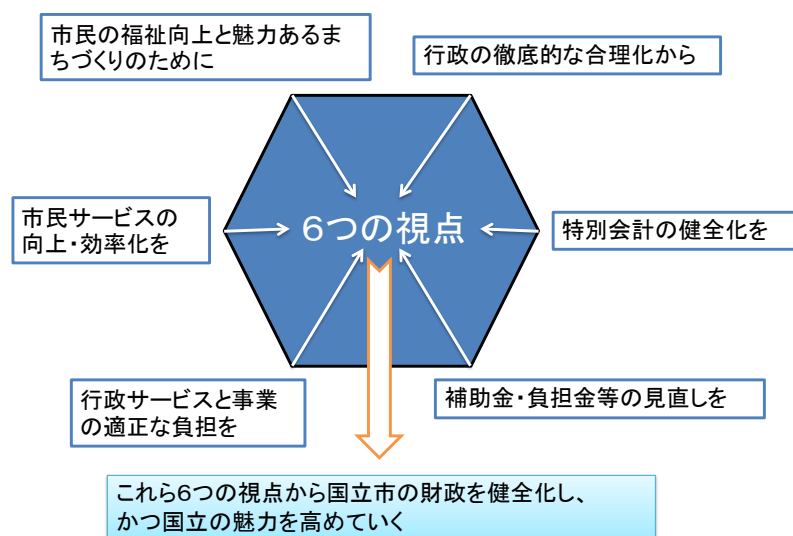
やすく積極的に市民に提供し、説明責任を果たさなければならない。その際には、発生主義会計の活用を行うべきである。

(2) 6つの視点とその基本原則

これまでに市が設置した財政健全化に関する審議会等、あるいは行政が策定した改革プランでも、健全化に関する様々な提言・取り組みの計画があったが、実際には一回限りの改革に終わりその後継続的な見直しとなされなかった事項、また具体化されなかった事項が見受けられる。

そのようなことを二度と繰り返さないため、本審議会では国立市が実施している事業や費目を「6つの視点」に分類し、これら6つの視点から国立市の財政を健全化し、かつ国立の魅力を高めていくこととする。

〔図〇〕 財政健全化に向けた6つの視点



6つの視点ごとの対象と基本原則は以下のとおりである。

I. 行政の徹底的な合理化から

□対象 象：行政の内部努力により実施する健全化項目

■基本原則：地方自治法第2条第14項に、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されている。このことから地方公共団体は、すべての事務事業について最大の効果を上げるために、社会環境等の変化に対応した不断の見直しをしていくとともに、最少の経費となるよう常に組織及び運営の合理化を図らなければならない。

II. 特別会計の健全化を

□対 象：4つの特別会計（国民健康保険・下水道事業・介護保険・後期高齢者医療）に係る健全化項目

■基本原則：地方自治体は歳出に係る財源を団体自身で調達する責務がある。自治体の特別会計においても、独立した会計として一般会計からの基準外の繰入金（赤字補てん）に恒常的に頼ることなく自立的に運営がなされることが財政運営の基本である。

III. 補助金・負担金等の見直しを

□対 象：（ア）国立市が団体や市民等に支出している補助金・負担金等に係る健全化項目

（イ）国立市が市民に支出している扶助的経費に係る健全化項目

■基本原則：補助金・負担金に係る各制度が開始されて以降、その内容や効果について時代に即しているのかどうかの検証がなされていないものがある。このことから、費用対効果の検証を一定期間おきに確認し、必要な見直しを行うべきである。また、その検証にあたっては、別途、第三者委員会の設置や事業仕分けの手法等、外部評価を取り入れた集中的な審議が必要である。また、市単独事業を中心に事業の目的や評価を踏まえ、聖域を設けず点検や見直しを進めるべきである。

IV. 行政サービスと事業の適正な負担を

□対 象：（ア）行政が行うサービスの対価として市民が支払う手数料・使用料等に係る健全化項目

（イ）事業費の一般財源に対する目的税の充当状況に係る健全化項目

■基本原則（ア）：行政が行うサービスについては、公平性の観点から適正な自己負担がなされていることを基本とする。行政が行うサービスは、その提供を受ける者に対して何らかの便益をもたらす。この便益が、特定個人に対するものであるのか、あるいは社会全体で支えるべき性質であるのかは様々だが、少なくとも、すべての市民が負担する税により、特定個人に明らかな利益が認められる場合には、

利用しなかった者との格差を是正することが必要である。この格差を埋めるものが受益に対する負担（利益の範囲を超えて求められるものではない）となる。サービスの性質により、社会全体（税）で支える割合を整理するとともに、応能負担や応益負担の考え方、減額や免除のあり方についても併せて検討し、総合的に見直しをする必要がある。

- 基本原則（イ）：目的税については、財政状況及び充当される事業費との見合いで常に適切な水準を求める必要がある。

V. 市民サービスの向上・効率化を

- 対象 象：施設の管理及び運営面において、市民サービスの向上・効率化に資する健全化項目

- 基本原則：施設において行う市民サービスについては、民営化や官民連携等の手法も含め、そのサービスの質が向上され、かつ効率的に運営されている状態を原則とする。国立市が保有する施設は、市民サービスを提供する場であるとともに市民の資産でもある。このことから、ソフト・ハード両面のあらゆる角度からその施設のより良い管理及び運営方法を検討し、実行していくべきであり、その際には、市直営であることに固執せず、民営化や官民連携等の手法も十分考慮に入れるべきである。また、将来のまちづくりを見据え、公共施設全体の再配置や未利用地の積極的な活用及び処分を行っていくべきである。

施設民営化については、特定の市民にサービスが偏重することがないように、限られた財源を効率的に活用し、幅広い市民の福祉向上を目指す観点から、公と民の役割分担を整理し、公立でなければ出来ない事業に特化し、それ以外は基本的に民営化（官民協働）の方向で考える必要がある。

VI. 市民の福祉向上と魅力あるまちづくりのために

- 対象 象：直接的な健全化項目ではないが、国立の魅力を高めることで将来人口の確保等に結びつく項目

- 基本原則：国立の魅力を高めることで将来人口の確保等に結びついている状態を原則とする。Ⅰ～Ⅴまでの視

点に基づく健全化項目を実施することにより、財政面での健全化効果が見られる反面、それだけでは国立市全体の発展が見込めない。よって、健全化による収支改善で生みだされる財については、組み替えて、市民生活の安心を支え、国立の魅力を高める様々な事業に投入することで、国立市の活性化や将来人口の確保に結びつけていくべきである。

4. 国立市財政の現状と改善目標

(1) 市財政の現状と財政収支見通し

ア. 現状と課題

国立市は市税収入の伸びに対し義務経費等の伸びが大幅に上回っており、赤字補てん（臨時財政対策債の借入れ及び財政調整基金の取崩し）をしながらの財政運営を行ってきた。

その要因として、歳出面では、昭和の終わりにから平成の初めにかけて急速に整備した下水道事業の元利償還金の負担が重いことや、高齢化の進展や長引く不況等により、扶助費、医療や介護給付に関する特別会計への繰出金の伸びが大きくなっていること等が考えられる。

歳入面では、地方交付税交付額の大幅減等、国の地方財政に対する支出の絞り込みが行われたことや、地方交付税や補助金の削減に見合った税財源移譲が行われなかったこと（三位一体改革による影響）等が考えられる。

国立市はこれまで行財政健全化に向けた取り組みを行い、平成 20（2008）年度から平成 24（2012）年度の 5 年間で約 18 億円の収支改善を行ってきたが、義務的経費等の伸びが大きかったことから、財政構造の根本的な改善までには至っておらず、また、健全化効果額の大きな一部の項目が実施されていない状態が続いてきた。

平成 24（2012）年 8 月に提出した中間答申を受けて、一部の健全化方策は後述のとおり実現されたものの、取り組みとしては不十分であったと言わざるを得ない。

冒頭で述べたように、少子高齢社会の進展という厳しい社会状況に対応し、国立市を魅力のあるまちにしていくためには、積極的に財政構造を変えていかななくてはならない。

25～32 年度で、
約 128 億（一般財
源約 26 億円）

また、市有施設の老朽化が進み、近い将来には更新ラッシュを迎えることとなる。国立市の長期収支試算では、今後 10 年間の市有施設耐震・大規模改修に係る経費のみで約●億円（一般財源約●億円）と見込まれている。

市財政に大きな影響を与えるこれら諸課題に対し、国立市が明確な方向性を持ちながら財政運営を進めていけるかどうかは今後の重要な鍵となってくる。

イ. 市財政構造の特徴

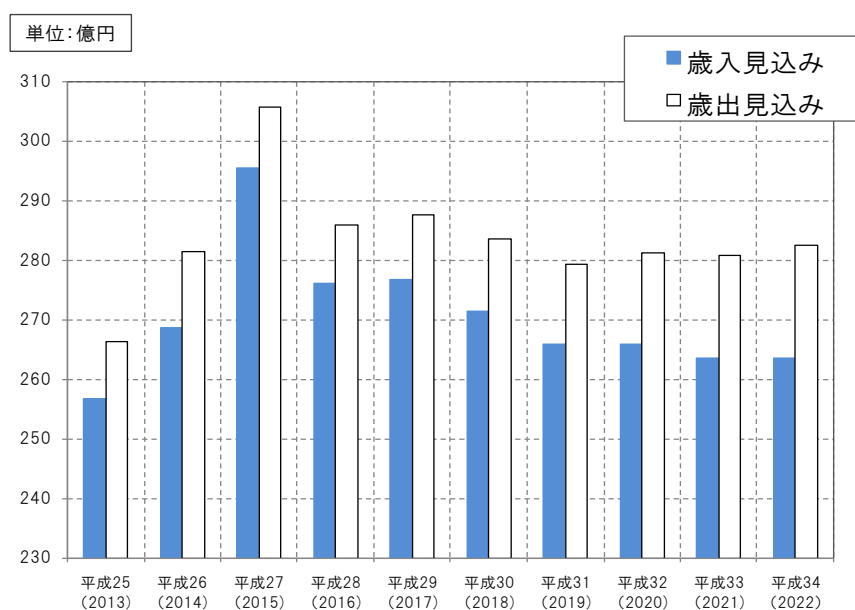
国立市の財政状況や過去の経過を詳しく見ていくと、以下の点が国立市の特徴であり、他の自治体に比べて「国立問題」とも言うべき財政状況を作り出してきたといえる。

- ①「負担は低く、サービスは上乘せ」という状態が、市民が負担しなければならない公共料金をはじめとしたさまざまな負担、サービスについて存在する
- ②補助金の適正化、負担やサービスの見直しについて、市議会や歴代の市長が有効な手立てをとらず、市民にもそのことについて正確に知らされなかった結果、大きな財政赤字をもたらす構造を生みだした。

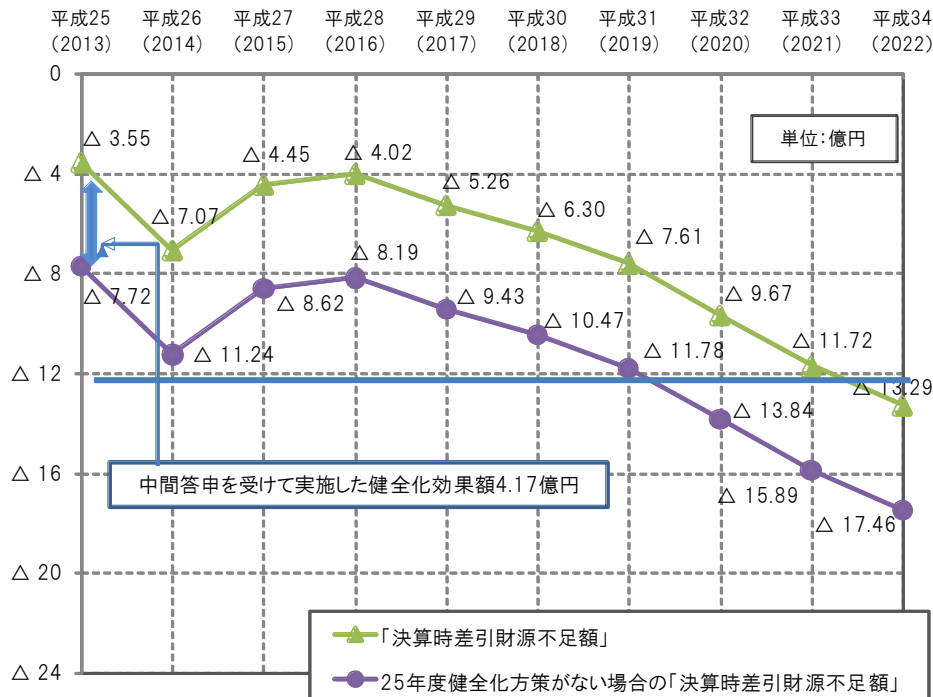
ウ. 中期財政収支見通し

財政健全化目標を設定するにあたり、平成 23（2011）年度決算を踏まえて、改めて今後の中期的な財政収支見通しをまとめた。

〔図〇〕 今後 10 年間の財政収支見通し



〔図〇〕 今後 10 年間の決算時財源不足額



この財政収支見通しのグラフは以下の条件のもと、作成している。

- ・棒グラフの歳入見込み、歳出見込み額は予算ベースの額とし、歳入見込み額は、不足している財源を調整するための臨時財政対策債や財政調整基金を用いないで計算している。そのため、各年度とも歳出見込み額が歳入見込み額を上回っている。
- ・予算と決算の間では、当初見込んでいなかった歳入や見込みよりも少なかった歳出があるため、差引の財源不足額は減ることになる。その差を調整するために、「決算時調整額」として、平成17（2005）年度から平成23（2011）年度まで7年度の平均の額である5億7千万円を、歳入歳出差引の額から引き、「決算時差引財源不足額」を算出し、折れ線グラフで示した。
- ・額の推計は、歳入・歳出とも、現行の制度の枠組みでの推計とした。ただし、平成28（2016）年度以降の推計にあたっては、新たに実施する事業以外の部分については、制度が不透明であるため、歳入見込みと歳出見込みとの差引を一定とした上で、それぞれの額を積算した。
- ・現在1%の地方消費税率は、平成26（2014）年4月1日から1.7%、平成27（2015）年10月1日から2.2%になる見込みである。それに伴い、市の歳入としては地方消費税交付金が増えることとなるが、地方交付税や国庫補助金の制度、額が、それに連動してどのように変わるのかが不透明であるため、推計の要素には加えていない。

「今後10年間の財政収支見通し」における「決算時差引財源不足額」は、臨時財政対策債、財政調整基金の活用か、財政の健全化の取り組みか、どちらかにより埋めなくてはならない額である。

(2) 財政健全化目標の設定

本審議会としては、目指すべき国立市の将来像の実現に向けて、超高齢社会に対応し、子育てや次世代育成に積極的に取り組む財政基盤を形成していくために、中期的な財政収支見通しを踏まえて、財政のあるべき姿を「赤字地方債に頼らない財政運営」と定め、中間答申で定めた12億円（中間答申後に市が実施した健全化額である4億1,700万円を含む）を健全化目標額として設定する。

なお、国立市の中期財政収支見通しでは、平成27（2015）年度には臨時財政対策債を借り入れないこととしており、その実現のためには、少なくとも4億円の財政健全化を平成27（2015）年度までに行う必要がある。

5. 財政改革審議会中間答申に対する市の取り組みについて

(1) 中間答申における「財政健全化のための具体的方策」

中間答申において本審議会が提示した「健全化個別項目と健全化効果額の試算」は表〇のとおりである。

健全化効果額試算合計は「約 7 億円」となっており、改善目標である「約 12 億円」に達していない。

〔表〇〕 財政改革審議会中間答申における「健全化個別項目と健全化効果額試算」

視 点	個別項目	健全化効果額の 試算 (千円/年)	備 考
Ⅰ 行政の徹底的な 合理化から	ア 職員人件費①（定員管理）	16,800	14人の削減が必要。 削減する職員を主事級と仮定し、1人当たりの人件費を社会保険事業主負担分及び退職金を勤務年数で除した額を含め平均620万円、代替経費を500万円と仮定し、14人を乗じて試算すると1千680万円。 ※ただし、施設民営化により定員を削減する場合は、効果額の二重計上とならないよう、合計から控除する必要がある。
	イ 全事務事業の見直し		事業仕分け等外部評価の導入による見直し。
	ウ 職員人件費②（退職手当）	44,000	官民格差を国家公務員並みの400万円と仮定し、また平均定年退職者数を11人とし、これらを乗じて試算すると、4千400万円。
	エ 議会費	39,000	類似団体並み（定員2名削減効果約1千700万円、議員20名報酬減額（期末手当支給月数の市職員並み引き下げ含む）効果2千200万円）として試算。
Ⅱ 特別会計の健全 化を	ア 国民健康保険特別会計の赤字 補てんの圧縮	303,000	類似団体が国立市並みに徴収率を上げた場合の被保険者1人あたり赤字補てん額との差を改善した場合の試算。
	イ 下水道事業特別会計繰出金の 圧縮	193,000	汚水処理費回収率を100%とした場合の繰出金額の試算。
Ⅲ 補助金・負担金 等の見直しを	ア 補助金・負担金全般		任意性の高い市独自の項目（約3.2億円）の重点的な見直し。
	イ 扶助費全般		任意性の高い市独自の事業（約4.2億円）の重点的な見直し。
Ⅳ 行政サービスと 事業の適正な負 担を	ア 総合体育館施設使用料（グ リーンバス）	2,210 ～7,120	平成23（2011）年度の利用実績をもとに、平成21（2009）年のアンケートによる年齢構成から試算。
	イ 自転車駐車場使用料	49,000	類似団体並みとして試算。
	ウ 家庭ごみ処理手数料	59,000	多摩川衛生組合加入市並みとして試算。 試算は事業収支及び組合負担金の合計。
	エ 保育料	1,800	最高所得者階層を引き上げた場合で試算。
	オ 都市計画税		税率0.30%の条例本則（制限税率）とした場合、約1.3億円と試算。 ※検討継続事項
Ⅴ 市民サービスの 向上・効率化を	ア 資産の有効活用		低・未利用地を積極的に活用する。
	イ 施設民営化（保育園等）		公立保育園は定員108人2園、定員100人2園の決算額の平均、民間保育園は定員108人、定員100人の支弁額の平均で試算。 （保育園1園あたり6千900万円と試算） ※中期的な見直し
Ⅵ 市民の福祉向上 と魅力あるまち づくりのために	ア 「365日24時間安心・安全 なまちづくり」の実現	—	魅力あるまちづくりや、まちの活性化を通じて税収増を図る。 ※計画事業を工夫精査することでも、経費の削減を図る
合 計		707,810 ～712,720	

(2) 中間答申を受け市が実施した健全化取り組みについて

中間答申を受け、市が平成 25（2013）年度予算に向け取り組んだ健全化個別項目と取り組み内容は以下のとおりである。

ア. 職員人件費（退職手当）

職員組合との合意が平成 25（2013）年 2 月となり、予算編成に間に合わなかったことから、平成 25（2013）年度予算には反映されていないが、給与改定に関する条例改正は、平成 25 年国立市議会第 1 回定例会（3 月）で可決され、平成 25（2013）年 4 月から施行される。実施内容は次の 2 点である。

①退職手当は、平成 25（2013）年度から段階的に減額し、平成 27

(2015) 年度から本則適用される (都準拠、一人当たり平均マイナス 280 万円)

②扶養手当の減額、部長職給料減額 (マイナス 8 %) など。

イ. 議会費

平成 24 年国立市議会第 3 回定例会 (9 月) において、議員提出により、議員の期末手当の月数を、これまでの 4.4 か月から市長、職員等と同様の 3.95 か月に変更する議案が上程され、可決された。平成 25 (2013) 年 4 月 1 日より施行のため、平成 25 (2013) 年度予算から反映されている。

ウ. 国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮

財政改革審議会中間答申及び国立市長から国民健康保険運営協議会への諮問は効果額マイナス 3 億円程度の税率改定 (24%程度増改定) であったが、国民健康保険運営協議会からの答申は、マイナス 1 億 5,000 万円程度の税率改定 (12%程度増改定) となった。

市は国民健康保険運営協議会からの答申に基づき税率改定に関する条例提案を行い、平成 25 年国立市議会第 1 回定例会 (3 月) で可決され、平成 25 (2013) 年 4 月から適用されることとなった。

エ. 下水道事業特別会計繰出金の圧縮

下水道事業特別会計では、平成 25 (2013) 年度予算において資本費平準化債を 4 億円借入れ、元金償還金に充当することとした。これにより、元利償還金のうち、使用料収入と一般会計繰出金で賄う額が減少し、その結果、汚水処理費のうち使用料で賄う割合である回収率は、決算ベースで 100%になる見込みである。

オ. 自転車駐車場使用料

平成 24 年国立市議会第 4 回定例会 (12 月) で、自転車駐車場使用料が改定された (一般定期使用 (市内) の場合、月額 650 円から月額 1,500 円に改定)。料金改定に合わせ、定期使用料の支払い方法が年間一括払いに加え、1 か月、3 か月、6 か月の分割払いも選択できるようになった。

(3) 市が実施した健全化取り組みに対する本審議会の評価

中間答申では、効果額試算として 7 億 700 万円から 7 億 1,200 万円前後の健全化を提言したものの、未実施の項目、実施したものの健全化効果額が中間答申の試算額を下回ったものがあり、結果として平成 25 (2013) 年度予算に反映された額は以下の表のとおり約 4 億 1,700 万円にとどまっており、国立市の取り組みがまだ十分ではないと評価せざるを得ない。

[表〇] 財政改革審議会中間答申後の国立市の健全化取組状況

中間答申〔表4〕健全化個別項目と健全化効果額の試算（額明示項目）				25年度予算における実施状況	
視 点	個別項目	備 考	健全化効果額の試算 (千円/年)	実施状況	効果額 (予算反映額)
I 行政の徹底的な合理化から	ア 職員人件費① (定員管理)	14人の削減が必要。 削減する職員を主事級と仮定し、1人当たりの人件費を社会保険料、業主負担分及び退職金を勤務年数で除した額を含め平均620万円、代替経費を500万円と仮定し、14人を乗じて試算すると1千680万円。 ※ただし、施設民営化により定員を削減する場合は、効果額の二重計上とならないよう、合計から控除する必要がある。	16,800	未実施	0
	ウ 職員人件費② (退職手当)	官民格差を国家公務員並みの400万円と仮定し、また平均定年退職者数を11人とし、これらを乗じて試算すると、4千400万円。	44,000	段階実施 (決定時期との関係で予算額には反映されず)	0
	エ 議会費	類似団体並み(定員2名削減効果約1千700万円、議員20名報酬減額(期末手当支給月数の市職員並み引き下げ含む)効果2千200万円)として試算。	39,000	一部実施	5,902
II 特別会計の健全化を	ア 国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮	類似団体が国立市並みに徴収率を上げた場合の被保険者1人あたり赤字補てん額との差を改善した場合の試算。	303,000	実施 (効果額は縮小)	175,000
	イ 下水道事業特別会計繰出金の圧縮	汚水処理費回収率を100%とした場合の繰出金額の試算。	193,000	実施	200,000
IV 行政サービスと事業の適正な負担を	ア 総合体育館施設使用料(グリーンバス)	平成23(2011)年度の利用実績をもとに、平成21(2009)年のアンケートによる年齢構成から試算。	2,210 ～7,120	未実施(調整中)	0
	イ 自転車駐車場使用料	類似団体並みとして試算。	49,000	実施 (効果額は縮小)	36,140
	ウ 家庭ごみ処理手数料	多摩川衛生組合加入市並みとして試算。 試算は事業収支及び組合負担金の合計。	59,000	未実施	0
	エ 保育料	最高所得者階層を引き上げた場合で試算。	1,800	未実施	0
合 計			707,810 ～712,720	合 計	417,042

6. 財政健全化のための具体的方策

(1) 財政健全化に向けて取り組むべき個別項目

本審議会では、これまでの市の健全化取り組み状況や第3章に記載した市財政の基本的あり方に従い、健全化に向けて取り組むべきとした個別項目を6つの視点ごとに列記する。

I. 行政の徹底的な合理化から

ア. 職員人件費①（定員管理）

国立市における平成25(2013)年4月1日現在での常勤職員数は434名である。類似団体の比較からすると、平成23(2011)年度では約14人、平成24(2012)年度では約●人多く、なおもこの数値が高い状況については看過できない。

中でも定員管理のあり方として、多摩25市との比較において偏重する部門があることに注視しなければならない。拡大している部門については、アウトソーシングなどの事業効率の検証と非常勤職員のあり方も合わせて、人件費削減の検討を進める必要がある。

[表〇] 部門別職員配置数一覧

ここに部門別職員配置数一覧を載せる予定

イ. 全事務事業の見直し

事務事業の見直しについては、行政評価による見直しが必ずしも徹底化されていない状況も見受けられる。時代のニーズや制度の変更による新たな事業費がむやみに肥大化しないように、6つの視点ごとの基本原則に整合しないものについては、より必要度の高い事業に組み替える必要があり、そのためには、行政評価システムを今一度再構築するとともに、第三者の立場で事務事業の評価を行う「外部評価機関」についても導入を進めるべきである。

ウ. 職員人件費②（退職手当）

職員給与制度については、平成 24（2012）年度からの東京都に準拠した制度へ移行するとともに、退職手当を平成 25（2013）年度から段階的に減額し、平成 27（2015）年度から本則適用されるなどの取り組みを行っている。

しかしながら、厳しい財政状況において、退職手当についても、市民が納得できるよう切り詰めて行かなければならない状況である。職員の退職手当のあり方は、東京都の制度に準拠している現行制度であるが、妥当性の判断について、今後も市民への説明責任を果たしていくことが重要である。

エ. 議会費

議会費については、住民一人当たりで多摩 26 市中第●位で、依然として高い水準である。

議員の定数については、類似団体との比較では、職員 1 人あたりの人口ベースで 2 名程度多く、報酬については現状が維持されており、類似団体と比べて●～●%程度高い。

市がこれだけ深刻な財政状況に陥り、財政改革を進める中で、議会だけが自らの改革を怠ることは許されない。報酬、定数見直しによる議会費の削減を求めたい。

Ⅱ. 特別会計の健全化を

ア. 国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮

一般会計から国民健康保険特別会計への赤字補てん額は、平成 19（2007）年度以降 7 億円台を超え、平成 23（2011）年度では 8

億 7,000 万円にのぼり、高い水準で推移してきた。

国立市は、財政改革審議会中間答申の提言から、国民健康保険運営協議会への諮問と答申を経て、15 年ぶりの抜本的な税率改定を平成 25 (2013) 年 4 月から行った。しかしながら、財政改革審議会中間答申で提言した健全化効果額約 3 億 300 万円には至っておらず、今後、残りの 1 億 2,800 万円についても健全化の取り組みを着実にやっていくべきある。

イ. 下水道事業特別会計繰出金の圧縮

一般会計から下水道事業特別会計への繰出金は、平成 23 (2011) 年度で約 14 億 2,000 万円となり、市民一人当たりの繰出金は多摩 26 市中トップクラスとなっている。

財政改革審議会中間答申の提言を受け、平成 25 (2013) 年度下水道特別会計において、資本費平準化債を 4 億円借り入れ、元金償還金に充当する方策を取り入れた。結果、普通交付税と臨時財政対策債発行額が差し引かれた 2 億円分の効果額となり、污水处理費のうち使用料で賄う割合である回収率は、決算ベースで 100% となる見込みとなった。一般会計からの繰出金の課題は改善されたものの、今後の下水道事業の更新計画などに備えた財政計画を検証する必要がある。

III. 補助金・負担金等の見直しを

補助金・負担金、扶助費の個別項目の見直し審議については、数量的・時間的制約から行うことができなかった。そこで、ここでは見直しのための基本的考え方の提示及び見直すべき健全化個別項目の検討にとどめ、第 7 章において見直しのための仕組みを提示することとする。

ア. 補助金・負担金全般

補助金・負担金については、事業の任意性に着目した。この市独自の判断で行われている任意性が「高」の区分を主体に、経費の見直しが可能であり、事業の目的や評価を踏まえ、聖域を設けず見直しを行い削減に努めることが必要である。平成 23 (2011) 年度決算ベースで、任意性が「高」の区分のものについては、およそ 3 億 2 千万円となっており、この部分について見直しを行う必要がある。

アー 1 く にたち文化・スポーツ振興財団及び国立市社会福祉協議会の自立の促進

補助金額が高い団体のうち、くにたち文化・スポーツ振興

財団や国立市社会福祉協議会など、特に自立が求められた団体として、寄附制度の活用などの積極的な自主財源の確保と効率化に努めてもらう必要があり、その上で適正な補助金のあり方を指定管理者制度とともに検証する必要がある。

アー 2 長寿慶祝事業

中間答申でも指摘したように、多摩 26 市の状況から考え、現金給付の是非、支給対象、支給額に関し、廃止も視野に入れた見直しをする必要がある。

イ. 扶助費全般

扶助費は、平成 23（2011）年度決算では 69 億 600 万円、前年度比で 5%増加し、年々伸びる傾向は今後も続くと考えられることから、この見直しが財政健全化にとって大変重要である。扶助費についても、市独自の判断で行われている任意性が「高」の区分を主体に、事業の目的や評価を踏まえ、聖域を設けず見直しを行い削減に努めることが必要である。平成 23（2011）年度決算ベースで、任意性が「高」の区分のものについては、およそ 4 億 1,000 万円となっている。

IV. 行政サービスと事業の適正な負担を

ここで対象となるのは、使用料、手数料、本人等負担金、目的税である。これまでたびたび制度の改正あるいは、料金改定の是非論があったもので、今後、国立市の財政健全化を進める上で重要なものを提言した。

ア. 総合体育館施設使用料（グリーンパス）

総合体育館施設使用料については、グリーンパス制度により、60 歳以上の利用者の使用料が免除となっている。今後、超高齢化社会が目前となった現在では、財政基盤に十分配慮し、60 歳以上の利用者への負担について、一般者利用とのバランスも考慮した制度とする必要がある。合わせて高齢者への健康管理や体力増進、あるいは生きがいの持てる老後づくりへの施策の再検証も行わなければならない。

中間答申では、60 歳以上 70 歳未満を大人料金とした場合、700 万円程度の健全化効果額を試算しているが、本制度の見直し、制度を導入している近隣市水準を検証し、制度基準の改定を行うべきである。

イ. 自転車駐車場使用料

自転車駐車場使用料については、平成 25（2013）年度より定期

使用料が改定され、約 3,600 万円の健全化効果額をみている。しかしながら、中間答申では、類似団体 3 市平均への料金の引き上げにより健全化効果額約 4,900 万円の試算が得られることを提言しており、差額の約 1,300 万円が未達成となっている。

今後、市内の自転車駐車場整備計画を進める中で、コストにあった使用料設定を行うべきである。

ウ．家庭ごみ処理手数料

家庭ごみ処理手数料については、ごみ減量化策と財政健全化策の両面から有効な方策と考え、また、ごみ排出量に相応した負担としての公平性の観点や処理コストの一定負担の観点からも早期に有料化すべきである。

国立市が加盟している多摩川衛生組合では、加盟 4 市（稲城市・狛江市・府中市・国立市）のうち、家庭ごみ処理手数料を有料化していないのは国立市のみとなっている。また、多摩 25 市中 20 市が家庭ごみを有料化しており、近隣の立川市でも平成 25（2013）年度中に導入を予定し、東大和市においても有料化の方向で検討を始め、ごみ減量効果が進んでいる中、コスト増加傾向への対応としての導入を進めている。

国立市でも、9 億円以上の市税を投入している清掃事業費に対して、ごみ減量化策と財政健全化策の両面から有効な方策として家庭ごみ有料化の導入を捉えるべきである。将来予想される清掃工場の施設更新等への対応等を含め、コスト増加へ絶えられるしっかりとした歳入歳出構造とすべきである。

エ．保育料

認可保育所の保育料は、所得別階層区分により保育料を徴収している。世帯あたりの前年度所得税 60 万 4,000 円以上の世帯については、階層が細分化されていない。

中間答申で提言したとおり、応能負担の観点からも、高所得者層の階層区分を細分化するなどの見直しをすべきである。

オ．都市計画税（要調整）

都市計画税は、都市計画事業及び区画整理事業の一般財源に充当する目的税である。国立駅周辺まちづくりや都市計画事業等の対象となる事業計画と実施期間とのバランスや、市財政全体の収支状況との兼ね合いで税率の本則適用の検討をすべきである。

V．市民サービスの向上・効率化を

ア．資産の有効活用

市が保有する低・未利用地については、東二丁目の公共施設整備用地（あさひふれあい広場）や富士見台四丁目の自転車保管場所跡地など、用地を取得して以来、有効な活用がなされていないものがある。

また、市が保有している公共施設については、築 30 年以上経過した施設の延床面積は 8 割に及んでいる中、近隣市と比べてその割合が高い。これまでの大規模修繕や耐震工事等を進める中で、市が老朽化した施設を延命させるか、新規に更新するか、市の中長期財政計画と合わせて検証する必要がある。そのためにも、市が平成 25（2013）年 3 月に策定した「国立市公共施設マネジメント基本方針」の公共施設三原則に基づき、施設の使用状況の検証とともに、中・長期的な視点の公共施設再編計画の策定に取り組んでいただきたい。

国立市公共施設マネジメント基本方針

◆公共施設三原則

- ・施設総量（延床面積）の削減 ・ 施設の機能を確保しつつ規模を圧縮
- ・施設の複合化（多機能化） ・ 学校施設を中心とした多機能化
- ・施設整備の抑制 ・ 既存施設の有効活用

◆公共施設マネジメントの手法

- ・中・長期的な財政計画との連動 ・ 建て替え費用の平準化、市有土地活用による収入確保
- ・全庁での取り組みと体制整備 ・ 職員意識の共有、データの一元管理
- ・問題意識の共有と協働の推進 ・ 市民理解の醸成、PPP（公民連携）の推進

イ．施設民営化（保育園）

公立保育園の意義として、行政が運営に直接関わることが保育の状況を知る機会となり、認可保育所の全体の底上げをする機能を備えているといった点が認められるが、私立の認可保育園においても同等の保育の水準は保たれており、むしろ経営理念、経営努力や柔軟性などから個別において高い評価もある。

財政改革審議会では、既に中間答申で提言しているが、平成 23（2011）年度歳出ベースの試算では、国庫補助金や都支出金の補助金の違いから、民間の方が、1 園あたり 6 千 900 万円減となる結果が得られている。

数字は調整中
（次回までに
精査）

普通交付税減の要素

民営化を求めるもう一つの理由は、保育園に通う児童の家庭と

保育サービスを求めながら保育園に入れない家庭との不公平を生じていることである。待機児童対策がなかなか進まず、東京を中心とした大都市部で、3万人近い待機児童を生み出している。潜在的な保育ニーズ（保育園入所希望者）は全国で300万人にもなるという。国立市の場合、類団他市に比べ、市職員の中で保育士が占める割合や認可保育園の中で市立保育園の占める比率がいずれも高い。保育ニーズに幅広く応えていくためにも、市立保育園の財政負担の割合が高い保育行政を根本的に見直す必要がある。

今後、段階的に保育園の民営化を実施し、効率的かつ財政効果も兼ね備えた保育政策を進めるべきである。財源効果に得られた費用は、政策全体として、待機児童対策など保育政策課題、発達しょうがい児への対応、子育て支援の充実、児童虐待への対応等へ投入することが可能となる。

ウ．施設民営化（保育園以外）

保育園以外の公共施設についても、人口一人当たり、利用者一人当たりの総コストを常に意識しつつ、内部努力による支出の圧縮、適正な使用料・手数料体系への見直し及び適切な管理運営方法等を検討すべきである。

児童館、学童保育所などの市直営施設に加え、指定管理者が導入されている市民総合体育館や芸術小ホールなど、公募を含めた幅広い管理運営のあり方について、民営化とともに検討をする必要がある。

加えて、施設管理だけではなく、例えば市民サービス業務のアウトソーシングなど他先進市自治体の取り組み成果を参考に、業務の効率化と歳出抑制の取り組みを検討する必要がある。

VI. 市民の福祉向上と魅力あるまちづくりのために

ア 「365日24時間安心・安全のまちづくり」の実現

現在の市の政策の柱である「365日24時間安心・安全のまちづくり」を実現するため、市の魅力を高める様々な事業を展開し、市の将来人口の確保に結び付けていく必要がある。そのためには、文教都市というまちの特性を活かし、大学・地元企業等と連携を強め、創業や新事業といった産業に対する支援を通じて、市内を活性化し、法人市民税の増加に繋げていくべきである。また地域のアピール・活性化につながる寄附制度を積極的に活用していくとともに、寄附文化の定着を図るべきである。

(2) 個別項目実施に伴う健全化効果額試算

前節における個別項目について、健全化効果額を推計したものが「健全化個別項目と健全化効果額の試算（表●）」である。

〔表○〕健全化個別項目と健全化効果額の試算

視 点	個別項目	中間答申効果額試算 (千円/年)	H25 (2013) 年度当初予算 反映済額 (千円/年)	最終答申効果 額試算 (千円/年)	備 考
Ⅰ 行政の徹底的な合理化から	ア 職員人件費①（定員管理）	16,800	0	16,800	14 人の削減が必要。 削減する職員を主事級と仮定し、1 人当たりの人件費を社会保険事業主負担分及び退職金を勤務年数で除した額を含め平均 620 万円、代替経費を 500 万円と仮定し、14 人を乗じて試算すると 1 千 680 万円。 ※ただし、施設民営化により定員を削減する場合は、効果額の二重計上とならないよう、合計から控除する必要がある。
	イ 全事務事業の見直し		0		外部評価機関の導入等による見直し。
	ウ 職員人件費②（退職手当）	44,000	0	44,000	※平成 25（2013）年度から段階実施中
	エ 議会費	39,000	5,902	33,098	※中間答申効果額試算の未実施分
Ⅱ 特別会計の健全化を	ア 国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮	303,000	175,000	128,000	※中間答申効果額試算の未実施分
	イ 下水道事業特別会計繰出金の圧縮	193,000	200,000		資本費平準化債の借入による
Ⅲ 補助金・負担金等の見直しを	ア 補助金・負担金全般		0	16,302 ～32,605	外部評価機関の導入等により、任意性の高い市独自の項目（約 3.2 億円）の重点的な見直し。
	イ 扶助費全般		0	20,613 ～41,227	外部評価機関の導入等により、任意性の高い市独自の事業（約 4.1 億円）の重点的な見直し。
	ウ 長寿慶祝金		0	～9,570	
Ⅳ 行政サービスと事業の適正な負担を	ア 総合体育館施設使用料（グリーンパス）	2,210 ～7,120	0	2,210 ～7,120	平成 23（2011）年度の利用実績をもとに、平成 21（2009）年のアンケートによる年齢構成から試算。
	イ 自転車駐車場使用料	49,000	36,140	12,860	※中間答申効果額試算の未実施分
	ウ 家庭ごみ処理手数料	59,000	0	59,000	多摩川衛生組合加入市並みとして試算。 試算は事業収支及び組合負担金の合計。
	エ 保育料	1,800	0	1,800	最高所得者階層を引き上げた場合で試算。
	オ 都市計画税（要調整）		0		税率を 0.01% 上げた場合の増収額を約 4,300 万円と試算。
Ⅴ 市民サービスの向上・効率化を	ア 資産の有効活用		0		市役所駐車場をコインパーキングにする等、低・未利用地を積極的に活用する。
	イ 施設民営化（保育園）		0	69,000 ～276,000	公立保育園は定員 108 人 2 園、定員 100 人 2 園の決算額の平均、民間保育園は定員 108 人、定員 100 人の支弁額の平均で試算。 （保育園 1 園あたり 6 千 900 万円と試算） ※ただし、施設民営化により定員を削減する場合は、効果額の二重計上とならないよう、合計から控除する必要がある。
	ウ 施設民営化（保育園以外）		0		指定管理者の活用等
Ⅵ 市民の福祉向上と魅力あるまちづくりのために	ア 「365 日 24 時間安心・安全なまちづくり」の実現	—	—	—	魅力あるまちづくりや、まちの活性化を通じて税収増を図る。 寄附金制度の充実・ネーミングライツ ※計画事業を工夫精査することでも、経費の削減を図る

合 計	707,810 ～ 712,720	417,042	359,683 ～ 618,080	※現段階での試算額を積み上げたもの
-----	-------------------------	---------	-------------------------	-------------------

なお、推計にあたっての留意点は以下の３点である。

第１に、健全化効果額について年次区分はせず、個別項目に取り組み、健全化を実施した場合の額を記載した。

第２に、ここに掲げた健全化効果額は、現時点で一定の仮定に基づいて推計の可能なものに限定している。

第３に、「市民の福祉向上と魅力あるまちづくりのために」については、事業当初に投資等に係る経費が発生するが、それによる国立市の発展によって、長期的には財政健全化に資することが期待される。

以上の前提を踏まえ試算された健全化効果額は約●億円、第●章で設定した改善目標である約●億円…。(調整中)

7. 財政健全化のためのルールづくり

これまで地方公共団体は、実質的に赤字決算を行っても、民間企業のように株主総会で厳しく追求されることはなく、また、苦しい財政状況の中で、多くの団体が臨時財政対策債などの赤字地方債に頼った財政運営を続けてきた。

しかしながら、国税や地方税によって自治体財政が支えられている以上、国立市当局がそのことに甘んじたまま、歳出の増加や相対的に低い市民負担により赤字が蓄積し、現在の世代が将来世代に負担を転嫁し続ける状態に対して手をこまねいているならば、それはモラルハザードであり許されるものではない。

また、市議会においてもさまざまな事業に予算をつけることには熱心でも、具体的な事務事業の見直し・廃止などの歳出削減や市民負担の見直しについて及び腰だったのは紛れもない、将来世代に対し大きなツケをもたらした責任を指摘せざるを得ない。

国立市が財政を健全な状態に向かって改善し続けて行くことができるように、本審議会では、以下のように「今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて」及び「財政健全化を継続して行うためのルールについて」の２点を提言する。

(1) 市民負担の分類と定義

まず、行政サービス等を受けるにあたり、その対価として市民が料金等の負担をしているものについて大きく５つに分類した。分類とその定義は以下のとおりである。

ア. 使用料（公の施設使用料・利用料）

特定の受益を有する特定人が公の施設を利用するにあたり、その実費の全部または一部を負担するもの。公の施設の使用料、指定管理者が徴収する公の施設の利用料等が該当する。

イ. 使用料（行政財産使用料）

特定の受益を有する特定人が行政財産を利用するにあたり、その実費の全部または一部を負担するもの。行政財産使用料が該当する。

ウ. 手数料

特定人に地方公共団体が提供する役務について、その役務を提供するために要する経費の全部または一部を負担するもの。各種証明発行手数料等が該当する。

エ. 本人等負担金

施設運営にあたり、運営費の全部または一部を本人が負担するもの。学童保育所本人負担金、保育所運営本人負担金等が該当する。

オ. 目的税

特定の費用に充てるために課される税。都市計画税、国民健康保険税等が該当する。

(2) 今後の各種市民負担の見直しに係るルール

ここでは、5 つに分類した市民負担ごとに見直しに係るルールを提示する。

ア. 使用料（公の施設使用料）

i) まずは行政が効果的・効率的な運営に努める

公の施設使用料については、まずは行政が、使用料収入を増やすための努力を行うとともに、公の施設の効果的・効率的な管理運営に努めるものとする。

ii) 適切な経費を算出し、適切な金額を設定する

公の施設の整備・運営経費（用地取得費（借地料換算）・施設建築費（減価償却費）・管理運営費・事務経費等）をベースとし、公の施設の設置目的や性質、公の施設を利用しない市民との公平性や施設利用の必需性などの観点から、「公費で負担すべき部分」、「利用者が負担すべき部分」を設定し、「利用者が負担すべき部分」について「使用料」として利用者から徴収するものとする。

iii) 定期的な見直しを行う

公の施設の使用料の料金体系は、社会情勢の変化など、時代のニーズを的確に把握・反映させるため、毎年度検証を行い、あるべき姿と現状とに乖離があると認められる場合は、見直しを行うものとする。

イ. 使用料（行政財産使用料）

i) 行政財産使用料については、近隣市との比較を行う

東京都や多摩 26 市との比較の中で、設定に乖離があるかどうか確認する。乖離があると認められる場合は、見直しを行うものとする。

ウ. 手数料

i) まずは行政が効果的・効率的な運営に努める

まずは行政が、手数料を徴収し交付等を行っている事務のコストを抑えるため、効果的・効率的な行政運営を行うものとする。

ii) 実費相当額は負担を求める

事務経費をベースとした実費相当額について「手数料」として市民・事業者から徴収するものとする。ただし、国の法令や都の条例等で標準的な金額が設定されているものは原則としてその金額に準拠する。

iii) 定期的な見直しを行う

手数料の単価は、社会情勢の変化や事務コストの増減など、時代のニーズを的確に把握・反映させるため、少なくとも 4 年に 1 回は検証を行い、あるべき姿と現状とに乖離があると認められる場合においては、見直しを行うものとする。

エ. 本人等負担金

i) まずは行政が、施設運営コストを抑える

まずは行政が、施設運営コストを抑えるための努力を行うものとする。

ii) 国等の徴収基準を基本とする

国等の徴収基準が定められている本人等負担金についてはそれを基本とし、現行の負担金額が著しく国等の徴収基準と乖離しているものについては、見直しを行うものとする。

iii) 応能負担による料金体系の設定と適切に経費を算出し、適切な金額を設定する

国等の徴収基準が定められていないものや現に自己負担を求めているサービスについては、施設運営コストをベースに、

「公費で負担すべき部分」、「利用者が負担すべき部分」を設定し、「利用者が負担すべき部分」について「本人等負担金」を徴収するものとする。

iv) 定期的な見直しを行う

他市の動向や類似の事業・制度等との比較により、負担金額が著しく国等の徴収基準と乖離しているものについては、見直しを行うものとする。

オ. 目的税

i) 適切に経費を算出し、適切な金額を設定する

目的税はその用途が特定されることから、事業の将来予測等を行った上で、適切な水準となるよう、税率等を決定するものとする。

ii) 定期的な見直しを行う

目的税は、市の政策や社会情勢の変化など、時代のニーズを的確に把握・反映させるため、毎年度検証を行い、あるべき姿と現状とに乖離があると認められる場合においては、見直しを行うものとする。

(3) 各種市民負担に係る減免（免除及び減額）の考え方

減額・免除を行うということは特例であることを前提とした上で、これを行うときは、「年齢や対象者」「利用者の所得の状況」「利用目的の公共性・公益性」を基本とするものとする。この際、サービスの種類や性質、内容によって減額・免除するケースは異なることから、個々のサービスの種類等により、原則として次の基準に基づき判断し、減額・免除を行うものとする。なお、減額する場合におけるその割合は、定められた額の 50%以内とする。

ア. 各種市民負担を免除する場合

i) 市内の小、中学校が教育活動として利用するとき。

ii) 市が利用するとき。

iii) 国、他の地方公共団体が行政目的で利用する場合において、国立市民の福祉向上に直接寄与すると認められるとき。

イ. 減額する場合

i) 子ども（15 歳以下の者）が利用するとき。

ii) 構成員がすべて子供である団体が利用するとき。

ウ. 免除または減額する場合

i) 法令に定めがあるとき。

ii) 所得の状況により判断する必要があるとき。

iii) 利用目的について公共性、公益性が認められるとき。

※公共性、公益性については、次の事項などを基に総合的に判断するものとします。

● 広く市民を対象としていること。

● 市民又は社会一般に直接的又は間接的に利益をもたらすこと。

- ・ 生活保護法による保護を受けている者が利用するとき。
- ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている者が利用するとき。
- ・ 天災又はこれに類する災害を受けた者であって特に必要と認める者が利用するとき。
- ・ 市長が特に必要と認めるとき。（注）

（注）減額・免除をするときは、その理由を明確にすることが公平性を確保する上で重要であることから、この理由による減額・免除は、原則として行わないものとする。仮に、この規定による減額・免除を行おうとするときは、別に取扱基準（細則）を定めるとともに、適用にあたり具体的な理由を示すものとする。

（4）財政健全化を継続して行うためのルールについて

① 定期的・継続的な見直しをする

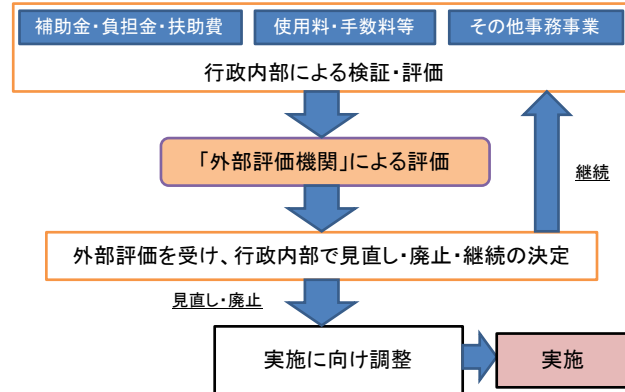
これまで行財政改革が何回も計画・実施されてきたにもかかわらず、未だに市財政が厳しい状況にある要因の一つには、中間答申において「国立問題」として指摘したように、各種市民負担の見直しが継続的に行われなかったこと、及び事務事業の見直しと歳出削減に市当局と市議会が及び腰であったことが見て取れる。

今後これらについても、補助金・負担金等と同様、外部評価機関を導入し、行政評価による見直しを徹底的に行うとともに、事業の終期や終了条件の明示や定期的な検証・見直しについて、ルール化すべきであり、本審議会では健全化のための仕組みの提示を行うこととする。なお、細部の検討については、これを受けた市が責任を持って実行してもらうものとする。

〔図〇〕 事務事業見直しのフロー

■ 各種見直しに係る「外部評価機関」導入について(案) ■

1. 外部評価の流れ(全体イメージ)



② 条例化による財政規律の確保について

少子高齢化が進む厳しい時代にあって、地方自治体が、住民福祉の向上を目指し、行政サービスの安定的な供給を行っていくためには、その財政が健全であることが必要である。

財政の改善に向けて、行財政の定期的・継続的な見直しをするためには、従来のような数値目標の設定だけでは足りない。すなわち、岐阜県多治見市の「健全な財政に関する条例」のように、これまでの方策から一歩進んだ仕組みの構築が必要である。

このことは、市当局と市議会が合意することはもとより、広く市民の納得を得ることが必要である。財政規律の確保に向けて、まずは最も市政及び市財政に熟知している市当局及び市議会議員各位の努力を期待する。

8. おわりに

調整中

参考資料

- ▼諮問書
- ▼財政改革審議会設置条例
- ▼財政改革審議会委員名簿
- ▼これまでの審議経過
- ▼その他必要な資料